

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性・透明性を向上させ、「株主価値」の増大に努めることであります。当社は、監査役設置会社を採用しており、意思決定および経営監督機能と業務執行機能を分離すべく、平成11年3月に取締役会の改革および執行役員制度の導入を行っております。また、平成19年4月には、グループ経営の効率化と意思決定の迅速化等をはかるべく、コカ・コーラウエストグループ執行役員制度の導入を行っております。なお、平成18年3月に、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。また、当社は、平成18年7月に、経営の効率性および透明性を向上させ、株主価値を増大させることを目的に、有識者から適切なアドバイスを受けるための取締役会の諮問機関として、経営諮問委員会を設置しております。当委員会の諮問事項は、グループの経営全般における重要戦略等に関する事項ならびに取締役・監査役候補者に関する事項および役員の報酬等に関する事項等としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社リコー	16,792,838	15.11
財団法人新技術開発財団	5,294,718	4.76
野村證券株式会社自己振替口	4,533,000	4.08
コカ・コーラホールディングズ・ウエストジャパン・インク	4,074,945	3.67
三菱重工食品包装機械株式会社	3,912,151	3.52
株式会社西日本シティ銀行	3,703,000	3.33
野村證券株式会社	3,308,961	2.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,128,100	2.81
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	2,459,600	2.21
キリンホールディングス株式会社	2,226,715	2.00

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、福岡 既存市場
決算期	12月
業種	食料品
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
ビヤーネ テルマン	他の会社の出身者								○	
俵田 憲雄	他の会社の出身者				○	○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
ビヤーネ テルマン	ビヤーネテルマン氏は、ザ コカ・コーラカンパニーの日本担当法務顧問であります。同社は当社との間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結しており、同社は当社の特定関係事業者にあたります。	ビヤーネテルマン氏は、ザ コカ・コーラカンパニーの日本担当法務顧問であり、当社がこれまで以上に同社および日本コカ・コーラ株式会社との戦略的パートナーシップを強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
俵田 憲雄	俵田憲雄氏は、南九州コカ・コーラボトリング株式会社の代表取締役社長執行役員であります。同社は当社との間にコカ・コーラ等の飲料の仕入・販売等の取引関係があります。なお、同社は当社の持分法適用の関連会社であり、当社の特定関係事業者にあたります。	俵田憲雄氏は、南九州コカ・コーラボトリング株式会社の代表取締役社長執行役員であり、当社は同社との間で資本業務提携契約を締結しております。これに伴い、相互理解の促進と深化をはかるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	5名

監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人からは期初に監査計画の説明を受けるとともに、期中の監査の状況、期末監査の結果等について随時説明、報告を求めています。

監査役と内部監査部門の連携状況 更新

当社は、会社の法令遵守、適正な活動・運営および財産の保全ならびに財産の信頼性をはかることを目的とし、内部監査部門として、社長直属の監査室(総員13名)を設置しております。
 監査役は、取締役会への参加、執行役員で構成される経営会議等の重要な会議への参加、代表取締役との定期的会合、監査室からの監査結果報告等を通じて、取締役および執行役員の業務執行を関連法令・定款および当社監査役監査基準に基づき監査しております。
 監査室の年度監査方針、監査計画については監査役と事前協議を行うこととし、監査役は監査室の監査結果の報告を随時受けることとしております。また、会計監査人からは期初に監査計画の説明を受けるとともに、期中の監査の状況、期末監査の結果等について随時説明、報告を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
三浦 善司	他の会社の出身者					○				○
佐々木 克	他の会社の出身者				○	○				○
京兼 幸子	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
三浦 善司	当社は、三浦善司氏を独立役員として指定しております。	三浦善司氏は、株式会社リコーにおいて財務および経理に関する長年の経験を有しており、その経験を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。また、株式会社リコーは当社の主要株主であります。以下、以下の理由から、同社の取締役である三浦善司氏は当社の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者ではなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、三浦善司氏を独立役員として指定しております。 ・主要株主からの一定の独立性の確保 当社グループは、株式会社リコーの企業グループとは異なる事業を営んでおり、また、同社の企業グループとは、当社グループからの清涼飲料水の販売等の取引や同社の企業グループによるシステム保守等の取引がありますが、その取引高はわずかであることから、同社の企業グループから当社の自由な事業活動を阻害される状況にはないと考えております。 また、当社は、同社から兼務取締役が就任しておりますが、当社の取締役のうち同社の兼務取締役は1名と半数に至る状況にはなく、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。 ついては、当社と同社とは、人的・資本的關係等において密接な関係にありますが、事業活動および経営判断については、当社の責任のもとに意思決定を行い、業務執行しており、一定の独立性が確保されていると認識しております。
佐々木 克	佐々木克氏は、株式会社西日本シティ銀行の代表取締役取締役副頭取を兼務しており、当社は、同行への資金の預け入れ等の取引があります。	佐々木克氏は、金融機関である株式会社西日本シティ銀行において長年の経験を有しており、その経験を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。
京兼 幸子	——	京兼幸子氏は、弁護士としての長年の豊富な経験を有しており、その経験を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

三浦善司氏は、平成21年12月期中に開催した取締役会10回のうち6回、監査役会6回のうち5回に出席し、主に企業経営(財務戦略)に関する豊富な経験や見識を基に、適宜発言を行っております。
 佐々木克氏は、平成21年12月期中に開催した取締役会10回のうち6回、監査役会6回のすべてに出席し、主に金融機関での豊富な経営経験や見識を基に、適宜発言を行っております。
 京兼幸子氏は、平成21年12月期中に開催した取締役会10回のうち6回、監査役会6回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 **更新**

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、平成18年3月に取締役賞与を廃止し、月例報酬を業績連動型報酬としております。なお、業績連動報酬については、取締役の報酬限度額の範囲内で、経営諮問委員会の諮問を経て決定することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	281百万円 (14百万円)	(注)1、3
監査役 (うち社外監査役)	7名 (4名)	45百万円 (15百万円)	(注)2、3
合計 (うち社外役員)	18名 (6名)	327百万円 (29百万円)	

- (注)1. 取締役の報酬限度額は、平成21年3月24日開催の定時株主総会における決議により、年額500百万円以内(うち社外取締役分年額50百万円)と定められております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成21年3月24日開催の定時株主総会における決議により、年額100百万円以内と定められております。
3. 上記には、平成21年3月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役2名(うち社外監査役1名)に支給した報酬等を含んでおります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、総務部のスタッフが、社外監査役については、監査室のスタッフが、それぞれサポートすることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

・業務執行・経営の監視の仕組み

社外監査役は監査役の過半数を占め、取締役会において、取締役の業務執行を充分監視できる体制を確立するとともに、外部の有識経験者である社外取締役からは、第三者の立場からの適切なアドバイスを適宜受けております。また、取締役および監査役が、執行役員で構成される経営会議等の重要な会議にも参加し、執行役員の業務執行を充分監視できる体制を確立するとともに、業務執行上、疑義が生じた場合においては、弁護士および会計士に適宜、助言を仰いでおります。

・指名、報酬決定等の機能

当社は、取締役・監査役候補者に関する事項ならびに役員の報酬等に関する事項は、経営諮問委員会の諮問を経て、決定することとしております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	——
集中日を回避した株主総会の設定	——
電磁的方法による議決権の行使	パソコンや携帯電話を用いたインターネットで議決権をご行使いただくことを可能とするとともに、管理信託銀行等の名義株主さまが、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことを可能としております。
その他	株主のみなさまに当社へのご理解を一層深めていただき、また、株主のみなさまの当社に対するご意見を拝聴させていただくため、株主総会終了後、株主懇談会を開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	——	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	——	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信および有価証券報告書に加え、決算説明会資料、中期経営計画資料および個人投資家向け説明会資料等を当社ホームページに掲載しております。また、これらの資料の英訳版もあわせて掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部門として、IR室を設置しております。	
その他	事業報告書およびアニュアルレビューを作成し、ホームページにも掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コカ・コーラウエストグループ行動規範において、各ステークホルダーに対する行動を明確化し、グループ全社員に対して周知徹底をはかっております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境への取組みといたしましては、地球温暖化対策はもちろんのこと、水資源保全、循環型社会の実現にも努めおり、環境経営を継続的に推進し持続可能な社会の実現に貢献する取組みを行っております。 CSR推進活動といたしましては、すべてのステークホルダーとの信頼関係を構築すべく、コンプライアンス、品質保証、リスク管理におけるグループ統一の原則・ルールを策定するとともに、各々の推進体制を整備しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを以下のとおり定めております。 ・情報開示の基本方針 当社は「飲料ビジネスの未来を創造する企業」として、広く社会から信頼されることを目指し、株主・投資家のみなさまをはじめとする国内外におけるあらゆるステークホルダーのみなさまが当社を正しく理解できるよう情報開示の充実に努めます。 金融商品取引法および金融商品取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示を行うほか、適時性、公平性、継続性を基本に、当社の理解のために有効と思われる情報の開示に努めます。 ・開示方法 金融商品取引法および金融商品取引所の定める適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、金融商品取引所への事前説明の後、東京証券取引所の提供する適時開示情報開示システム(TDnet)にて公開します。 TDnetにて公開した情報は、速やかに報道機関に同一情報を提供すると共に、当社ホームページにも遅滞なく同一資料を掲載します。

・将来の見通しについて

当社は出来る限り見通しの精度を高めることに努め、見通しの変化が生じる場合には速やかに開示します。

しかしながら、その見通しは開示時点において把握できる情報から得られた当社の判断に基づいており、様々なリスクや不確定要素によって実際の業績と大きく異なる可能性があります。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 当社は、平成18年7月1日開催の取締役会において、当社およびグループ各社業務の適正を確保するための体制（以下、内部統制という。）の整備について決議しております。なお、平成20年2月7日開催の取締役会において、一部内容の見直しを行っております。概要は、次のとおりであります。

a. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社およびグループ各社の役員・社員全員が法令・定款を遵守し社会的規範に従った行動をとるため、コンプライアンス体制に係る規程を制定するとともに、行動規範を策定する。特に反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。また、コンプライアンス体制の徹底をはかるため、当社にCSRに関する担当部門を設置し、当該部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、当該部門を中心に役員・社員の教育等を行う。また、内部監査に関する担当部門は、CSRに関する担当部門と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義がある行為等について当社およびグループ各社の役員・社員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設け、運営する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規定を制定し、これに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部門にて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、CSRに関する担当部門が行うものとする。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定める。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、役員・社員が共有するグループの目標および基本的な権限分配を定め、代表取締役はその目標達成のためにグループ各社・各部門の具体的目標ならびにグループにおける意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。

e. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社にグループ全体の内部統制に関する担当部門を設けるとともに、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

f. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査に関する担当部門に所属する社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、監査役がその補助すべき社員を置くことを求めた場合は、当該社員に関する体制を構築するものとする。

g. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役は、当社およびグループ各社の役員・社員が、監査役会に対して、法定の事項に加え、グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

h. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

1. 買収防衛に関する事項 更新

a. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が事業計画や代替案等を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉等を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、1. 世界中の国や地域で人々に爽やかさとうるおいを届け、人々の生活スタイルの一部となっている「コカ・コーラ」ブランドを、地域社会に根付かせていくこと、2. 「いつでもどこでも誰にでも、高品質で安心して飲んでいただける商品」をお届けできるように品質安全性に対してこだわりと情熱を持って積極的に取り組んでいくこと、3. お客様の満足を徹底して追求していきこうとする強い使命感を持った社員の存在を理解し、社員一人ひとりに報いるべく彼らの働きがいと生活を大切にすること、4. 豊かな社会の実現の一助となるよう努力を続ける企業市民としての責任感をもって地域社会への貢献ならびに環境問題への積極的な取り組みを行うこと、これらを十分に理解し、ステークホルダーであるお客様・お得意さま、株主のみならず、社員との信頼関係を維持し、ステークホルダーのみならずの期待に応えていながら、中長期的な視点に立って当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

b. 基本方針実現のための取組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、「飲料ビジネスの未来を創造します」という経営理念のもと、ザ コカ・コーラカンパニーおよび日本コカ・コーラ株式会社（ザ コカ・コーラカンパニー100%出資）の戦略的パートナーとして、商品開発やテストマーケティングなどさまざまな取り組みを協働で展開し、日本のコカ・コーラビジネスの変革をリードする役割を担うとともに、ステークホルダーであるお客様・お得意さま、株主のみならず、社員から信頼される企業作りを努めております。

清涼飲料業界においては、市場が成熟化し、大きな成長が期待できない中、清涼飲料各社間の業務提携が拡大するなど生き残りをかけた業界再編が一段と加速しており、当社を取り巻く経営環境はさらに厳しくなることが見込まれます。このような状況の中、当社は「営業の変革」、「SCMの変革」、「お客様さ起点への行動変革」の3つの変革を徹底して実行することにより、厳しい経営環境においても着実に利益を上げることができる経営基盤を確立し、筋肉質で強固な企業集団を目指していきます。

また、コーポレート・ガバナンス強化のため、平成11年3月に取締役会の改革および執行役員制度の導入を行っており、意思決定および経営管理機能と業務執行機能の分離を進めているほか、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を1年とするなどの施策を実施しております。

また、当社の特徴として、平成18年7月に経営の効率性および透明性を向上させ、企業価値ひいては株主共同の利益を増大させることを目的に、有識経験者から適切なアドバイスを受けるための経営諮問委員会を設置しております。さらに当社は現在、取締役10名中2名が社外取締役、監査役5名中3名が社外監査役であり、取締役会において、取締役の業務執行を充分監視できる体制を確立するとともに、第三者の立場からの適切なアドバイスを適宜受けております。また、取締役および監査役が、執行役員で構成される経営会議等の重要な会議にも出席し、執行役員の業務執行を充分監視できる体制を確立するとともに、業務執行上、疑義が生じた場合においては、弁護士および会計監査人に適宜、助言を仰ぐ体制を敷いております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成22年3月25日開催の第52回定時株主総会において株主のみならずの承認を受け、「当社株式の大量買付行為に関する対応策」（以下、本プランという。）を導入いたしました。本プランは、当社が発行者である株券等について、1. 保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または2. 公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類する行為またはこれらの提案（以下、買付等と総称する。）を対象とします。これらの買付等が行われた際、それに応じるべきか否かを株主のみならずが判断し、あるいは当社取締役会が株主のみならずに事業計画や代替案等を提示するために必要な情報や時間を確保するとともに、株主のみならずのために買収者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、上記基本方針に反する買付等を抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、別途当社の定める書式により、本プランの手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書等の提出に続き、買付等に関する情報等を記載した買付説明書の提出を求めます。その後、当社経営陣から独立した、企業経営等に関する専門的知識を有する者（現時点においては当社経営陣から独立した社外の有識者4名）から構成される企業価値評価委員会が、必要に応じ、当社取締役会から、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし）、その根拠資料、代替案（もしあれば）等の提供を受けた上で、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提示する代替案の検討、買付者等との協議・交渉等や、当社取締役会の提示する事業計画や代替案等の株主のみならずに対する提示等を行います。なお、企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

企業価値評価委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しなかった場合、または当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など本プランに定める要件に該当すると判断し、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、企業価値評価委員会から予め新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得るべき旨の勧告がなされた場合など一定の場合には、実務上可能な限り速やかに株主総会（以下、株主意思確認総会という。）を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。

この新株予約権には、買付者等による権利行使は原則として認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されております。当社取締役会は、企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重して、また株主意思確認総会が開催された場合にはその決議に従い、新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議を行うものとします。

本プランの有効期間は、第52回定時株主総会後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会最終の時までであります。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主のみならずに直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権無償割当てがなされた場合、株主のみならずが新株予約権行使の手続きを行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、原則として、買付者等以外の株主のみならずが保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。一方、本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主のみならずにより本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付者等以外の株主のみならずに対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.ccwest.co.jp/news/report.php?year=2010>）に掲載して

いる平成22年2月3日付プレスリリースをご覧ください。

c. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記b. (a)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、前記b. (b)に記載のとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、株主意を重視するものであること、独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示により透明な運営が行われる仕組みが確保されていること、合理的な客観的要件が設定され、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること、企業価値評価委員会は当社の費用で独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)を利用することができることとされていること、有効期間が最長約3年と定められた上、デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないことなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

